

## 第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価の作成業務仕様書

### 1 業務の名称

福井県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価の作成業務

### 2 目的

福井県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）における「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下、「第3期データヘルス計画」という。）について、計画期間の中間点として、過去3年間の事業の進捗状況、目標達成度、効果的・効率的な事業実施方法を把握し、保健事業全体を見直し、目標値の再設定について、中間評価を策定する。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 提供データ

#### (1) レセプトデータ（令和5年4月診療分～8年3月診療分）

医科・歯科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科・・・[21\_RECODEINFO\_MED.CSV]
- ・DPC・・・[22\_RECODEINFO\_DPC.CSV]
- ・歯科・・・[23\_RECODEINFO\_DEN.CSV]
- ・調剤・・・[24\_RECODEINFO\_PHA.CSV]

#### (2) 後期高齢者医療健康診査データ（令和5年度～令和7年度実施分）

- ・健診受診者CSVファイル・・・「FKAC131」
- ・健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」

#### (3) 高齢者歯科健康診査結果データ（令和5年度～令和7年度実施分）

#### (4) 被保険者情報

広域連合電算処理システム 被保険者情報

#### (5) 国保データベース（KDB）システムCSVデータ（令和5年度～令和7年度実施分）

- ・地域の全体像の把握.csv
- ・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題.csv
- ・人口及び被保険者の状況\_1.csv
- ・人口及び被保険者の状況\_2.csv
- ・健診の状況.csv
- ・要介護（支援）者突合状況.csv

#### (6) 現行計画の電子データ

#### (7) 被保険者情報

広域連合電算処理システム JKA23M0010101\_KA23F034N 被保険者マスタ

(8) 行政区コード一覧

(9) その他

第3期データヘルス計画中間評価の作成に必要と認められる帳票で、広域連合からデータの提供が可能なものについては、広域連合から受託者にデータ提供する。

## 5 業務の詳細

(1) データベースの構築

広域連合が提供する医科、歯科及び調剤レセプトをデータ化し、健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

- ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制整備する環境があること。
- イ 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ウ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、傷病名ごとの医療費の算出が可能なデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。
- エ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とすること。
- オ データベース構築に係る技術は、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこと。
- カ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、広域連合が開示を求めた場合に、受託者は提供できるよう努めること。

(2) 第3期データヘルス計画中間評価支援

現行計画の各保健事業のストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、後述する現状分析の結果を踏まえたうえで、中間評価で取り組むべき効果的かつ効率的な保健事業の在り方について提案する。

(3) 第3期データヘルス計画中間評価の作成

作成にあたっては、以下の項目を分析し、その結果を踏まえたうえで、指標及び事業の見直し、支援の充実策等、第3期データヘルス計画中間評価（素案）を作成する。

また、「高齢者の保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価に向けた手引き」（令和8年発出予定厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）に記載された内容に留意すること。

なお、分析の詳細な項目及び市町別の分析方法、中間評価指標及び事業の見直し、支援の充実策等、広域連合と定期的に十分協議を行い、考え方に齟齬がないよう努めること。

素案の提出後、(2)を踏まえたうえで、必要な打ち合わせ及び検討を重ねて履行期間内に計画書を完成させ納品すること。

① 後期高齢者医療の現状（令和5年度～令和7年度の推移）

(ア) 計画の基本的事項（背景、計画の目的、計画期間等）

(イ) 被保険者数、人口構成等

(ウ) 医療費、患者数、被保険者一人当たりの医療費等及び疾病傾向

- (エ) 疾病別（大分類・中分類）の医療費
- (オ) 健康診査データ（後期高齢者質問票含む）分析（有所見者割合、受診率、年齢別等）
- (カ) 歯科健診データ及び口腔機能向上・指導事業に係る分析
- (キ) 要介護度別分析（認定率、疾病傾向等）

※ 患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

② データヘルス計画の共通評価指標の推移（令和5年度～令和7年度実施分）

- (ア) 全体・市町毎の共通評価指標の推移、比較
- (イ) 個別保健事業の評価（データヘルス計画進捗シート及び集約レポートの推移・分析）
- (ウ) 個別保健事業の結果資料（みなし健診・オーラルフレイル・医療費適正化など）

③ 一体的実施事業の評価（令和5年度～令和7年度実施分）

(ア) 広域連合全体のまとめ

実施状況・評価指標の達成状況のまとめ

医療費・健康診査データ（後期高齢者質問票含む）・介護等と一体的実施事業との効果分析

(イ) 各市町のまとめ

上記（ア）の市町毎の状況

市町毎の健康課題から、今後の取組の方向性の整理

介入者と非介入者との比較分析

(ウ) 広域連合による支援状況のまとめ

アドバイザー、研修会、情報交換会、関係団体との連携、各種情報提供、人材確保支援、質問票入力支援等

(4) 研修会等の開催

広域連合及び県内市町に対して分析結果等に関する研修会を実施すること。また、県内市町から、個別に分析に関する助言等の求めがある場合は、広域連合と協議連携し可能な限り対応すること。

6 成果物

次のものを成果物として提出すること。

・中間評価書（A4版カラー刷り印刷冊子（25部）及び電子データ（PowerPoint形式）

5（3）①②50頁程度 及び5（3）③50ページ程度 合計100ページ程度

・医療費等分析・統計資料（A4版カラー刷り印刷冊子（25部）及び電子データ（PowerPoint形式））

7 スケジュール

業務	時期
契約締結	令和8年4月下旬
レセプト等データの提供	令和8年6月
医療費等分析資料及び統計資料の納品	令和8年9月

中間評価（素案）の納品	令和8年10月
中間計画書の納品	令和9年2月

## 8 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は広域連合に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権【著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案件等）及び28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む】を譲渡するものとする。（イラスト等含む。）ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 広域連合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 9 セキュリティ体制

データベースの作成を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りであること。

- (1) 作業場の分割  
データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。
- (2) 入退管理の徹底  
各作業場への入室には、指紋認証等の入室制限を行い、登録している者だけが作業できること。
- (3) データ持ち出しの禁止  
私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (4) データ保管場所の施錠  
受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。
- (5) データの複製の作成及び転送の禁止  
本業務以外の目的でデータの複製を行わないこと。また、電子メール及びファクシミリによる、データの転送は一切行わないこと。
- (6) データの削除  
本業務終了後、受託者側に残存するデータは全て削除すること。
- (7) その他  
委託者は必要があると認めるときは、受託者の業務処理状況について立入検査を実施する。

## 10 個人情報の保護

- (1) 受託者は個人情報の適切な取り扱いに関し、プライバシーマーク及びISO27001/ISMSを取得していること。
- (2) 広域連合が定める個人情報の取扱いに係る条例等を遵守すること。
- (3) データ等の搬送に当たっては、受託者においてセキュリティ及びデータ保護の対策を講じること。
- (4) 個人情報の漏洩・改ざん・滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに漏洩等を防止する措置を講じるとともに、直ちに書面で状況を報告し、委託者の指示を受けること。

- (5) 当該業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を、第三者へ提供・引渡し、又は不当な目的に使用してはならない。また、履行期間終了後及び退職後も同様とする。

#### 1.1 留意事項

- (1) 業務の履行にあたって、広域連合又は被保険者に損害が生じたときは、受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、受託者が損害賠償責任を負うものとする。ただし、広域連合の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではない。
- (2) 受託者は、委託業務実施中における緊急事態が生じた場合又は生じる恐れがあることを知った場合については、速やかに広域連合に報告するものとする。また委託業務実施中に発生した事故等については、委託者側で公表することとする。
- (3) その他仕様に定めのない事項及び疑義が生じたときは、事前に広域連合と受託者が協議して決定するものとする。また、契約後委託作業内容を変更する必要がある場合、受託者は協議に応じなければならないものとし、必要があれば変更契約をするものとする。